

はじめに

1 計画の目的

白馬村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、平成 25 年 11 月 25 日に改正施行された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく市町村の耐震改修促進計画として、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号（最終改正：国土交通省告示第 1055 号（平成 25 年 10 月 29 日））。以下「基本方針」という。）、「長野県耐震改修促進計画」及び平成 20 年 2 月に策定した「白馬村耐震改修促進計画（旧計画）」を踏まえ策定するものです。

また、白馬村地域防災計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

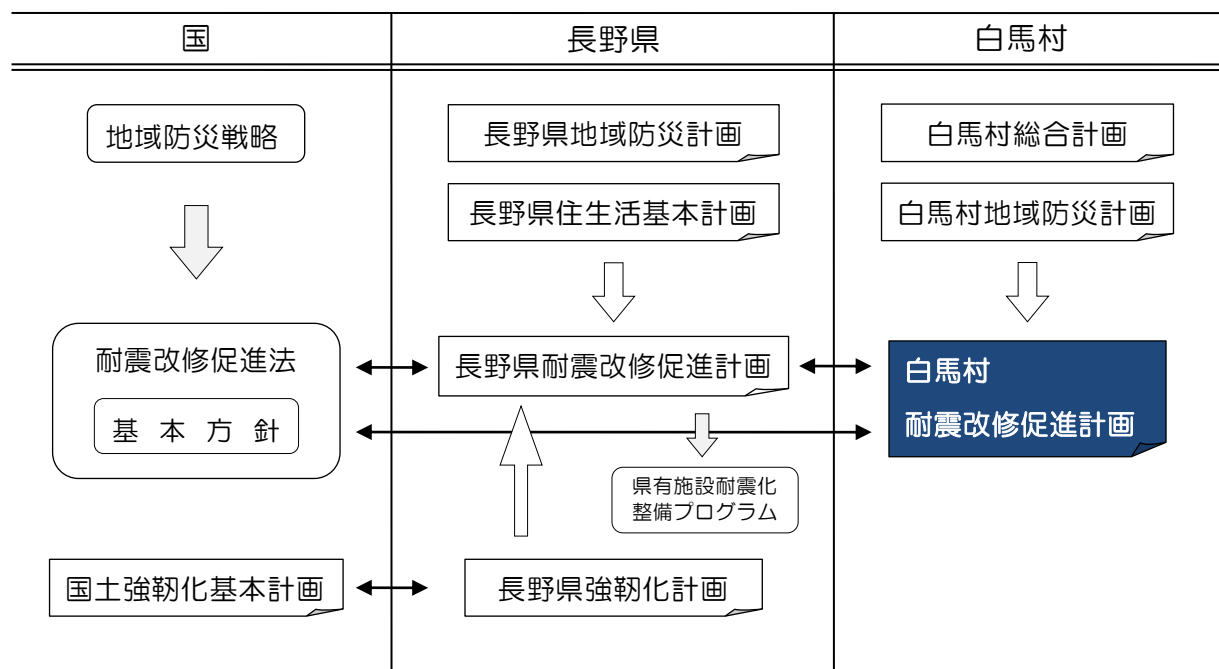
「白馬村地域防災計画」

白馬村地域防災計画の震災対策編において、第 2 章 災害予防計画 第 20 節建築物災害予防計画の中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

- 1 防災上重要な拠点ともなる公共施設の予防対策を実施する。
- 2 一般建築物の防災性を高めるための指導に努める。

とされています。



(図-1) 長野県耐震改修促進計画の位置づけ

3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、そして平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。また、東海地震、東南海・南海地震等について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

平成23年3月には未曾有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震と長野県北部の地震が、6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、長野県内でも大地震が発生しています。

白馬村においては、「糸魚川－静岡構造線断層帯」の地震発生が懸念されており、国が発表している地震発生確率も高い状況にあります。（※表－1）

特に糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）での地震の場合、震度6強の揺れが予想されており、建築物については370棟が全壊・焼失するなど、被害は甚大なものになると想定されています。（※表－2）

(2) 大地震時の死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）においては、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について（平成18年1月施行）

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正（平成18年1月26日施行）が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

- (ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
- (イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
- (ロ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- (ハ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

また、平成25年11月25日の改正により、

ウ 建築物の耐震化促進のための規制強化として

- (ア) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の所有者に対して、耐震診断を実施、その結果を所管行政庁に報告することを義務化（所管行政庁はその結果を公表する。）
- (イ) 現行の建築基準法耐震関係規定に適合しないすべての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設

エ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置として、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度の創設等が追加されました。

(表-1) 発生確率

断層名	糸魚川-静岡構造線断層帯 (北部区間：小谷-明科)	
地震の規模	マグニチュード 7.7 程度	
発生確率	30年以内	0.008~15%
	50年以内	0.02~20%
	100年以内	0.05~40%

平成27年4月24日現在 (地震調査研究推進本部 地震調査委員会発表)

(表-2) 糸魚川-静岡構造線断層帯(全体・北側)を震源とする被害想定

		全体	北側
計測震度		6強	6弱
建物被害	全壊	370棟	20棟
	半壊	1,540棟	190棟
人的被害	死者	130人	わずか
	重傷者	140人	20人
	軽傷者	110人	40人
避難者(発災2日後)	避難所	1,050人	240人
	避難所外	1,050人	240人
上水道(被災直後)	断水人口(断水率)	8,610人(91%)	6,020人(64%)
下水道(被災直後)	機能支障人口(機能支障率)	6,730人(71%)	4,650人(49%)
電力(被災直後)	停電件数	5,170軒	3,410軒
固定電話(被災直後)	不通回線率	60%	23%

参考：避難者推移

	全体		北側	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外
発災1日後	320人	210人	30人	20人
発災1週間後	790人	790人	130人	130人
発災1ヶ月後	350人	830人	30人	60人

(出典 第3次長野県地震被害想定調査報告書)

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

- ア 戸建ての住宅
- イ 長屋建て住宅、共同（建て）住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

昭和56年5月31日以前に着工した建築物（旧耐震基準建築物）のうち、以下に掲げる条件に該当する建築物

- ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）
- イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

(3) 要安全確認計画記載建築物

地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画で指定した道路（以下「沿道建築物耐震化促進路線」という。）に敷地が接する建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表－2参照）

- ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物
- イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物
- ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 村有建築物

村の公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)アの建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。